

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

令和3年度大阪府私立小・中・中等教育・高等学校関連補助金に係る
補助事業完了報告書の提出について（依頼）

標記について、大阪府補助金交付規則及び各補助金交付要綱、事業計画書、申請書並びに交付決定等に定める趣旨、目的及び条件等のとおり適正・適法に完了したことを、確認する必要がありますので、下記のとおり書類を作成の上、期日までに必ず提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出書類 補助事業完了報告書（小・中・中等教育・高等学校分）
- 2 提出期限 令和4年3月31日（木）13時00分必着
- 3 提出方法 メール件名：【法人名】補助事業完了報告書の提出
ファイル名：【法人名】補助事業完了報告書
<shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp>に
大阪府教育庁私学課 小中高振興グループあてで送付すること

4 消費税の申告について

今年度より本報告書で消費税の申告について確認を行うため、報告書の様式を変更しています。記入方法について、下記のとおりご確認ください。

- 免税事業者：消費税の申告義務がない
 - 簡易課税：簡易課税方式で申告している
 - 一般課税
- 以上、いずれかに○をしてください。
なお、□一般課税に○をした場合、下記のうち該当するものに○をしてください。
- 特定収入割合が5%超：公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えている
 - 補助対象経費は非課税仕入のみ：補助対象経費に係る消費税等を、個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして計上している
 - 上記以外：上記のいずれにも該当しない

※「□上記以外」に該当し、補助交付申請時または実績報告時に、当該補助金に係る仕入控除税額に相当する額を予め減額して申請または報告していない場合は、補助金返還の可能性がります。補助金の返還手続きについては、ご提出いただいた報告書を確認したうえで個別にご案内します。

※補助金に係る消費税仕入控除税額の取扱いの詳細は、下記大阪府ウェブページにて、ご確認ください。<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shiirekojo/index.html>

5 留意事項

- 今年度より、押印不要です。
- 各補助金の交付要綱に定める実績報告書とは別に提出を求めるものです。
- 大阪府内に複数の小・中・中等教育・高等学校を設置する場合は1通にまとめて作成・提出してください。設置学校名の行が足りない場合は行を追加してください。
- 複数の補助金の交付を受けている場合も1通にまとめて作成・提出してください。
- 次の補助金について報告してください。
 - (1) 大阪府私立高等学校等経常費補助金
 - (2) 大阪府私立高等学校等教育振興補助金
 - (3) 大阪府私立高等学校学校経営推進費補助金
 - (4) 大阪府私立学校耐震化緊急対策事業費補助金
 - (5) 大阪府私立高等学校等就学支援金
 - (6) 大阪府私立高等学校等授業料支援補助金
 - (7) 大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金

【提出先・問い合わせ先】

大阪府教育庁私学課 小中高振興グループ 明瀬
電 話 06-6210-9274 (内線4835)
e-mail shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

【(5) 大阪府私立高等学校等就学支援金 (6) 大阪府私立高等学校等授業料支援補助金 (7) 大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金 に関する問い合わせ先】

大阪府教育庁私学課 調整支援グループ 石上
電 話 06-6941-0351 (内線4882)